

障害児通所支援事業〔放課後等デイサービス〕
重要事項の概要

1. 事業所名
2. 事業所番号
3. 事業所所在地
4. 指定（更新）年月日
5. 電話番号
6. 種類・定員
7. サービスを提供する通常の地域
- 運動療育支援教室ほおずき
2 8 5 4 0 0 1 4 4 9
兵庫県姫路市南条 2 丁目 143
平成 30 年 1 月 1 日
0 7 9－2 2 4－2 8 0 3
放課後等デイサービス・1 0 名（1 日あたり）
姫路市（安富町・林田町・夢前町・香寺町
・家島町・姫路市夢前川以西の地域除く）

8. 営業日及び営業時間

営 業 日	月、火、水、木、金、土曜日（祝日の場合も営業）
サービス提供時間	学校のある日：午後 2 時から午後 6 時とする。 学校休校日：午前 1 0 時から午後 5 時とする。
営業（受付）時間	学校のある日：午前 1 0 時から午後 7 時とする。 学校休校日：午前 9 時から午後 6 時とする。
休 業 日	日曜日、12 月 31 日～1 月 3 日

9. 管理者名

松本 陽久

10. 事業所の基本職員体制

職 種	勤 務 形 態		
施設長（管理者）	1 名	常勤	（児童発達支援管理責任者と兼務）
児童発達支援管理責任者	1 名	以上	（管理者と兼務）
児童指導員	2 名	以上	

11. サービスの特徴

運動療育支援教室ほおずきは軽度な発達・知的障がい児を主たる対象とした個別・小集団及び集団と療育を行う放課後等デイサービスです。1 日の利用者定員は 10 名です。運営に当たっては利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に心掛けます。また、複数の運動・学習プログラムにより、運動療育、知的療育を実施し集団生活での自立した生活が送れるよう支援し、将来の一般就労の実現に繋がる集団療育を心掛け取り組みます。

12. 利用についての留意事項

- (1) 利用にあたっては障害児通所給付の支給決定を受けていただく必要があります。
- (2) 上記の申請が行われていない場合は、説明を行い必要な援助を行います

13. 利用料金

(1) 放課後等デイサービス

				利用料金	利用者負担	1 日
障害 児通 所給 付費	基本 料金	放課後に行なう場合		6,148 円	615 円	
		学校休業日に行なう場合		7,339 円	734 円	
	○	児童指導員加配加算	(1) 専門職員配置	1,903 円	191 円	
			(2) 児童指導員配置	1,252 円	126 円	
			(3) その他の従業者配置	916 円	92 円	
		専門的支援加算		1,903 円	191 円	

障 害 児 通 所 給 付 費	○	家庭連携加算 (月 4 回を限度)	イ 1 時間未満	1,903 円	191 円	1 回
			ロ 1 時間以上	2,850 円	285 円	
	○	事業所内相談支援加算 (月 1 回を限度)	イ 事業所内相談支援加算 (Ⅰ)	1,018 円	102 円	
			ロ 事業所内相談支援加算 (Ⅱ)	814 円	82 円	
	○	利用者負担上限管理加算		1,527 円	153 円	1 月
		福祉専門職員配置加算	イ 福祉専門職員配置加算 (Ⅰ)	152 円	16 円	1 日
			ロ 福祉専門職員配置加算 (Ⅱ)	101 円	11 円	
	○		ハ 福祉専門職員配置加算 (Ⅲ)	61 円	7 円	
	○	欠席時対応加算 (Ⅰ) (月 4 回を限度)		956 円	96 円	1 回
	○	欠席時対応加算 (Ⅱ) 注 急病により、サービス提供時間が 30 分以内		956 円	96 円	
	○	特別支援加算		549 円	55 円	1 日
		強度行動障害児支援加算		1,577 円	158 円	
		個別サポート加算	(Ⅰ)	1,018 円	102 円	
	○		(Ⅱ)	1,272 円	128 円	
	○	送迎加算 イ	片道	549 円	55 円	
			往復	1,099 円	110 円	
		延長支援加算 イ	(1) 1 時間未満	620 円	62 円	
			(2) 1 時間以上 2 時間未満	936 円	94 円	
			(3) 2 時間以上	1,252 円	126 円	
	○	関係機関連携加算	(Ⅰ) (月 1 回)	2,036 円	204 円	1 回
	○		(Ⅱ) (年 1 回)	2,036 円	204 円	
		保育・教育等移行支援加算		1,527 円	153 円	1 月
	○	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ		1 月の利用合計額に 8.4%相当		
	○	福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ		1 月の利用合計額に 1.3%相当		
		福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ		1 月の利用合計額に 1.0%相当		
	○	介護職員等ベースアップ等支援加算		1 月の利用合計額に 2.0%相当		

- ※ 体制に関する算定は、変動する場合があります。
- ※ 提供可能なサービス（加算）は○印で明記しています。ご希望の際は、ご相談下さい。
- ※ 利用料は、障害児通所給付費に各種加算を加えた費用の 1 割です。
- ※ 利用料は、世帯所得に応じて、月額料金が定められており、それ以上の自己負担はありません。
- 〈例〉 非課税世帯 月額 0 円
世帯所得約 9 0 0 万円以下 月額上限額 4, 6 0 0 円
世帯所得約 9 0 0 万円以上 月額上限額 3 7, 2 0 0 円

(2) 実費負担

教材費	月額 5 4 0 円
送迎費用	通常の事業の実施地域を越えた送迎の場合は、 1 kmあたり 3 0 円
おやつ代	1 日あたり 1 0 0 円

- ※ その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるものは実費とする。

14. サービスについての苦情

苦情の窓口（受付時間 10：00～19：00）

窓口担当者	藤本 哲男	0 7 9－2 2 4－2 8 0 3
-------	-------	---------------------